

最高限度額の改正

- 医療分・支援金分・介護分について、それぞれ計算されますが、最高限度額が設定されています。(右表参照)
- 所得額が世帯全体で一定額以下の場合、国保税が減額(6割・4割分)となる場合があります。(申請不要)
- 疾病・失業・廃業・事業不振等により前年中の合計所得額が300万円以下の世帯において、加入者の当該年度中の所得見込額の合計が、前年中の所得額の合計に対して2分の1以下に減少し、国保税の納付が困難と認められる場合には、申請により国保税を減免することができる場合があります。ただし、現金・預金の保有状況により認められない場合があります。(申請必要)

	平成20年度	平成21年度
医療分	45万円	47万円
支援金	11万円	12万円
介護分	9万円	10万円
合 計	65万円	69万円

地籍調査のお知らせ

本年度の地籍調査対象区域は、下図のとおりとなります。この地籍調査事業は、宅地、田畑や山林などの土地一筆一筆を土地所有者の立ち会いのもと境界を確認し、位置、形、面積などを明らかにする調査です。

この調査により、地籍が法務局の登記簿に記載され、土地が法的に保護されます。これにより市の都市計画事業が円滑に行われるほか、個人的な財産である土地を、後々の売買や相続するときに起こりうる無用なトラブルを回避することにもなります。

この事業に要する経費は、国・県および市で負担しますので、個人負担は一切ありません。

なお、本年度調査対象地域に土地をお持ちの方に説明会を実施します。会場、日程については後日通知文を送付しますので、ご協力をお願いします。

平成21年度【地籍調査事業対象地区】

高岡地内(宮越^{みやこし}、小作枝^{こさくえだ}、下田^{しもた}、道慶^{どうけい}、儘窪^{ままくぼ}、南記シ^{みなみき}など)および狸穴地内(向長作^{むこうながさく}、境^{さかい})の一部

問 谷和原庁舎農政課 ☎58-2111 (内線8152～8153)

